

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第57号

連絡しなければ裁判になる？

ハガキによる架空請求に注意！！

架空請求に関するトラブルは、官民をあげた注意喚起の取組によって、順調に減少してきましたが、最近、「確認通知書」と題した架空請求ハガキが全国的に送付されており、高知県でも確認されたので、注意が必要です。なお、ハガキの送付元は「〇〇相談センター」という公的機関を思わせるような名称ですが、記載されていた所在地は架空であり、実在していません。

【県内事例①】

「確認通知書」と題して、「商品の代金が未納となっております、裁判を起す」という内容のハガキが届いた。覚えはなかったが、「連絡するように」とあったので電話すると「処理済みです」と言われ、電話を切られた。その後、不審に思い、ハガキに記載されている団体名、住所、電話番号を電話番号案内に伝え、調べてもらったが、その住所地にそのような団体はないことが分かった。

(60代女性)

【県内事例②】

「確認通知書」と題したハガキが届いたが、覚えがないため、記載されている電話番号に連絡した。「センターです」と名乗るので、「何というセンターか」と聞いたところ、相手は「センターです」としか言わず、課の名前を聞いても「ない」と答えた。こんなやりとりを繰り返した後「他のお客様に迷惑がかかる」と言われ、電話を切られた。

(70代女性)

アドバイス

1. 典型的な架空請求のハガキです。届いても決して相手にせず無視しましょう。
2. 連絡することによって、電話番号などの新たな個人情報を知られ、金銭詐欺に結びつくおそれがあります。慌てて連絡しないようにしましょう。
3. ハガキだけではなく、メールなどの手口も見られるので、注意が必要です。
4. 不安な場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。また、脅迫された場合は、警察(全国共通短縮ダイヤル#9110)にご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999